

令和3年10月12日

浜松市長 鈴木康友 様

浜松市環境審議会

会長 田中 浩之

家庭ごみ有料化に関すること（答申）

令和2年7月20日付け浜環ご第77号により諮問のあった「家庭ごみ有料化に関すること」について、当審議会は専門部会である「ごみ減量推進部会」にて、約1年間、真摯に議論を重ねてきました。

ごみの減量は、気候変動対策に向けたCO₂削減、資源の枯渇など地球規模の課題と深く関連する大変重要なテーマです。浜松市では、これまで「ごみ減量天下取り大作戦」をはじめとした様々なごみ減量施策を展開し、一定の効果をあげてきましたが、更なるごみ減量の取組みが必要です。

こうした中、ごみ減量推進部会にて、他政令指定都市等の家庭ごみ有料化の先行事例を調査したところ、いずれの都市も高い減量効果が認められることが確認され、家庭ごみの有料化が、市民の環境に配慮する意識変化や行動変容に繋がっていることが推察されました。

市が、引き続き環境負荷の低減に向けて、様々なごみの減量施策の推進に取り組む必要がある中で、家庭ごみ有料化は有効な施策の一つであると考えられます。

なお、家庭ごみ有料化は、市民の日常生活に大きな影響を与える施策であり、実施する場合には、社会及び経済情勢などを十分に考慮するとともに、下記の事項にも十分配慮してください。

記

- 1 実施に向けては、ごみ減量の重要性や、ごみ減量推進のために必要な取組みであることを、市民に十分説明するとともに、新たな制度に対する混乱を招かないよう周知を図ること。
- 2 家庭ごみ有料化の対象品目は、ごみの減量及び資源化の促進の観点から決定されること。
- 3 家庭ごみ有料化を実施する場合は、市民に分かりやすく、手間のかからない方法で実施されること。
- 4 手数料の額は、期待される減量効果、市民への負担、家庭ごみ有料化実施都市の実績等を総合的に考慮して決定されること。
- 5 個々の努力での減量が難しい品目については、市民にとって過度な負担とならないように一定の配慮をすること。
- 6 手数料収入は、ごみ減量へのモチベーションが働くよう、できるだけ市民に見える形で、ごみの減量及び資源化に資する事業を始めとする環境行政分野に活用されること。